



労災防止のポイント

食料品製造業の巻
令和3年6月号

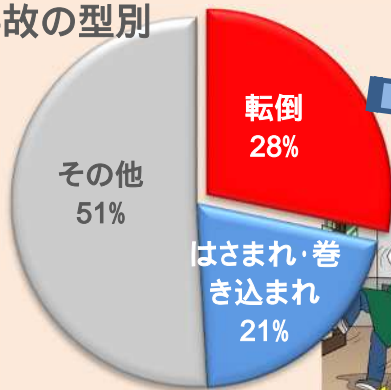


当署管内において食料品製造業での労働災害が増えています。
あなたの事業場でもこんな問題が発生していませんか？

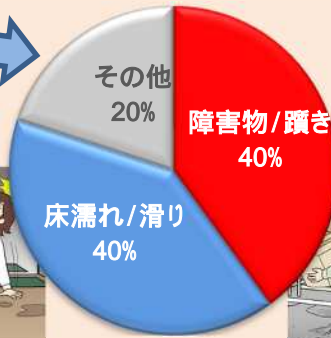
下記グラフ：広島北署管内 食料品製造業 令和2年1月～令和3年5月末までの労働災害（休業4日以上）

災害の多くは通路等での転倒災害です。

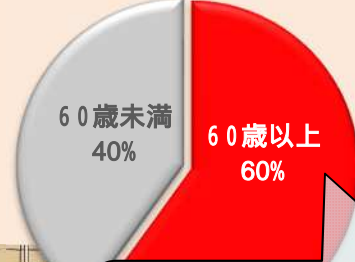
事故の型別



転倒災害の原因



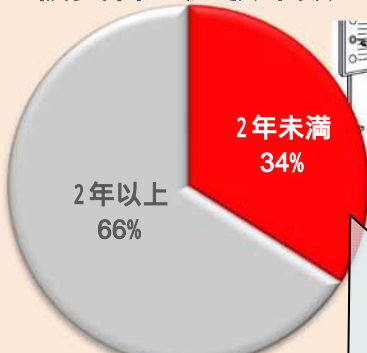
転倒災害の被災者年齢



食料品製造業では、転倒災害の実に60%が60歳以上の労働者です。

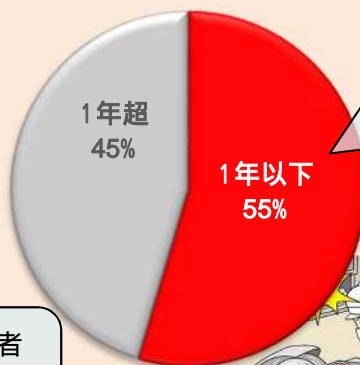
被災者の多くは経験が浅い労働者です。

被災者の経験年数



食料品製造業では、作業経験の浅い労働者による被災率が高くなっています。

挟まれ・巻き込まれ災害の被災者の経験年数



特に「挟まれ・巻き込まれ災害」の半数は、作業経験が1年以下の被災者です。

食料品加工用機械の予期せぬトラブルに対応できず、被災するケースも目立つなど、非常作業を含めた具体的な雇入れ時教育等が求められます。

転倒災害は設備改善で防ぐ！

その転倒原因
法違反かも？

通路等に関連する労働安全衛生規則(抜粋)

労働安全衛生規則第540条(通路)

1 事業者は、作業場に通ずる場所及び作業場内には、労働者が使用するための安全な通路を設け、かつ、これを常時有効に保持しなければならない。

2 前項の通路で主要なものには、これを保持するため、通路であることを示す表示をしなければならない。

建築基準法「階段及びその踊場の両側に側壁又はこれに代わるものがない場合においては、手すりを設けなければならない。」

労働安全衛生規則第541条(通路の照明)

事業者は、通路には、正常の通行を妨げない程度に、採光又は照明の方法を講じなければならない。(以下、略) JIS規格による照度 階段:150ルクス 廊下・通路:100ルクス

労働安全衛生規則第542条(屋内に設ける通路)

事業者は、屋内に設ける通路については、次に定めるところによらなければならない。

- 1 用途に応じた幅を有すること。
- 2 通路面は、つまずき、すべり、踏抜等の危険のない状態に保持すること。
- 3 通路面から高さ1.8m以内に障害物を置かないこと。

労働安全衛生規則第544条(作業場の床面)

事業者は、作業場の床面について、つまずき、すべり等の危険のないものとし、かつ、これを安全な状態に保持しなければならない。

エイジフレンドリーガイドラインのご案内

厚生労働省

厚生労働省では、高齢労働者の安全と健康確保のために事業者及び労働者が取り組むべき事項をとりまとめましたので、どうぞご活用ください。



STOP! 転倒災害プロジェクト

厚生労働省

食品産業で最も多い事故の型は転倒災害です。転倒災害の防止に関連する様々な情報を掲載しておりますので、職場での転倒災害防止対策の推進に、ぜひお役立てください。



未熟練者の労災は初期教育で防ぐ！

新規雇入れ時等の安全衛生教育に関連する労働安全衛生規則(抜粋)

労働安全衛生規則第35条(雇入れ時・作業内容変更時教育)

事業者は、労働者を雇入れ、又は作業内容を変更したときは、遅滞なく次の事項のうち当該労働者が従事する業務に関する安全又は衛生のための必要事項について教育を行わなければならない。

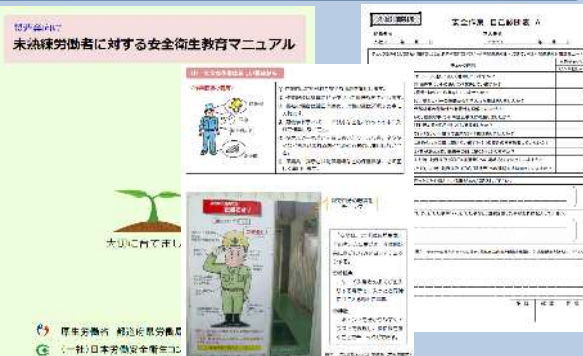
- 1 機械等、原料等の危険性又は有害性及びこれらの取り扱い方法に関すること。
- 2 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取り扱い方法に関すること。
- 3 作業手順に関すること。
- 4 作業開始時の点検に関すること。

以下、5～8については記載を省略しています。

未熟練労働者に対する教育マニュアル

厚生労働省

雇入れ時や作業内容変更時等、危険に対する感受性が低い未熟練労働者の安全衛生教育に役立つよう作成されたマニュアルを公開しています。



イラスト及びQRコード欄については、農林水産省「食品産業の安全な職場づくりハンドブック」より転載

広島北労働基準監督署 (R3.6)